

社会福祉法人 慶徳会 令和4（2022）年度 事業報告

1. はじめに

3年余にわたって8回に及ぶ新型コロナウイルス感染拡大の波に悩まされながらも、令和4年度は、新執行体制に移行して2年目を迎え、また、前年の慶徳会創立90周年記念事業（記念事業）の実施過程で、今後の課題として確認されたテーマについて、計画的に取り組んでいくための初年度として、課題を吟味し、検討を加えた上、着実に歩みを進めてまいりました。

コロナ対策につきましては、令和3年12月に始まる第6波から同5年2月までの第8波感染拡大期の間には、法人7入居系事業所において、クラスターの感染がみられ、全事業所でご利用者延べ253名、職員同157名が罹患という事態となりましたが、重症化される方が殆ど見られなかったことが幸いでした。

慶徳会では、感染拡大当初から通算5回の予防ワクチン接種を初め、一貫して感染予防に万全を期し、感染の沈静期においても、ご利用者へのご面会に多少弾力的対応をさせて頂くこと等、部分的に考慮することはありましても、基本的な予防体制を緩めることなく、拡大期に準ずる対策を堅守し、ご利用者・ご家族の皆様のご協力を頂けたことが健康面で大事に至ることなく、今日を迎えることができたものと考えております。

予防ワクチンにつきましても、近隣医院の全面的なご協力のもと、常に先進的に接種することができました。

また、令和3年度の介護報酬改定の際に設置が義務付けられました（整備義務対策）感染症が発生した場合の対策につきましては、法人プロジェクト会議（プロジェクト会議）、における協議を重ね、「慶徳会感染対策委員会」（感染対策委員会）の設置及び各事業所における3年余の苦難の経験も生かして、「感染症の予防及びまん延防止のための指針」の制定について、令和5年3月31日付の答申があり、新年度から取り組みを進めます。

国では、感染防止対策の緩和を進め、世界保健機構（WHO）でも5月初旬に「緊急事態」の終了を宣言したところです。しかしながら、高齢者など重症化が懸念されるご利用者が多いことを踏まえ、感染対策委員会の開催を含め、予防対策を適切に行いながら、平常のサービスが提供できるよう、適切に取り組んでまいります。

他の整備義務対策であります「虐待防止の組織的仕組み」につきましても、プロジェクト会議の答申を経て令和5年1月31日開催の「慶徳会養介護事業所等虐待防止委員会」（虐待防止委員会）で制定した、「虐待防止マニュアル」等に基づき、取り組みを進めています。

また、「感染症や災害が発生した場合であっても、継続してサービスが提供できるための計画」につきましては、プロジェクトチームにおいて、新年度中に策定できるよう、協議を進めます。

新規事業としては、かねてから計画中の法人として3カ所目となる地域小規模児童養護施設の建設に令和4年9月から着手し、同5年3月24日に竣工致しました。

また、令和4年度に茨木市から受託致しました茨木・中条地域包括支援センターの運営を軌道に乗せるとともに、新年度からエリア型から圏域型センターに拡大することに伴い、改めてプロポーザルに応募し、同4年11月に受託が決定しました。

さらに、制度創設以来、老人デイサービス事業として実施課題しておりました専門職員による機能訓練や栄養・口腔指導等による「介護予防」を目的とした「通所型サービスC」事業を同4年5月から開始しました。

一方、コロナ禍の影響も含めて、経営状況が悪化している事業所においては、運営改善に向けて事業所委員会で協議を進めるとともに、特に厳しい状況にある三事業所について、児童養護施設から総額4,000万円の拠点区分間繰り入れを行いました。

また、令和5年2月15日に茨木市が実施した実地指導の結果、静華苑ヘルパーステーション事業について2,400万円を上回る介護報酬等の過誤請求があったことについて指摘を受けるという由々しき事態となり、直ちに是正に向けて取り組みを進めております。

令和4年度において取り組みました主な事業は以下のとおりです。

2. 「安全・安心のサービス」の提供等

令和3年度の介護報酬改定に際して、令和6年3月31日までに整備が義務付けられました感染症や災害が発生した場合の対応及び虐待の発生・再発を防止するための組織的仕組みの整備につきましては、行政の指導に沿うとともに、法人・事業所の感染症対策の実績を踏まえ、プロジェクト会議で協議を進めました。

(1) 防疫対策

令和4年度も引き続き、法人内外の新型コロナの感染状況及び行政の指導等を踏まえて、適時的に理事長通知を発出して予防対策を徹底するよう努めました。

感染者が減少傾向の時期にありましても基本的な予防対策を堅持するとともに、近隣医療機関と連携し、5次にわたるワクチン接種を先進的に実施することができました。

しかしながら、感染第6波の時期には1事業所でクラスターの発生がみられ、全事業所のご利用者・職員併せて延べ76名が罹患、第7波では同じく4事業所で、同234名が、第8波では、4事業所で、同100名が罹患する結果になりました。この間、法人内診療所と近隣医療機関医師との連携を強化して早期の処方及び必要に応じて、入院調整を行うことなどにより、重症化される方が殆どなかったことが幸いです。

別紙(1)

- ① 「感染対策委員会」の設置及び「感染予防及びまん延防止に関する指針」(指針)の策定につきましては、行政の指導及びこれまでの法人感染症対策の実績を踏まえ、令和4年10月からプロジェクトチーム会議で協議を進め、令和5年3月31日に答申を行い、4月17日に第1回感染対策委員会を開催し、指針などを決定したところです。

② 今後の取り組み

ア. 新型コロナウイルス対策

今後、新型コロナウイルスの新規感染者は減少傾向が続くと見込まれ、5月8日に、新型コロナの感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に移行しましたが、高齢者は重症化リスクが高いため、今後も基本的な感染対策及び速やかな対応が必要とされていること並びに法令による、行動制限がなくなることで感染リスクが高まることが考えられるため、感染対策委員会での協議を深め、事業所内へ持ち込まない、感染拡大させないように対策を徹底致します。

イ. その他の感染対策

新型コロナウイルス感染症が流行したことにより、感染予防が強化され、インフルエンザ抗体のない人が多いとも言われ、また、感染対策の緩和による影響もあり、インフルエンザの流行が懸念されましたので、法人内診療所では、コロナ・インフルエンザ同時検査キットを準備し、発熱など症状があれば、医師に報告速やかに検査を行い、対応してまいりました。

また、これまでの厳しい経験を生かし、定められた「感染症予防対策」のもと、最新の情報収集と分析を行い、日常生活での留意事項や予防器具の活用を含め予防対策を徹底するとともに、これまでの対応から得た経験を貴重な教訓として、特に、初期対応に重点を置き適切な対応・処置を行うとともに、日頃から、感染症発生時に備え、感染対策物品を確保し、定期的に点検補充にも努めました。

(2) 防災対策

防災対策と致しましては、プロジェクト会議では、「災害時等業務継続」班において、災害が発生した場合でも業務を継続する計画の策定等について協議する予定でしたが、「虐待防止の組織的仕組みの整備」及び「感染対策」を優先協議とし、令和5年度での協議と致しました。

「災害対策マニュアル」に基づき、インフラ整備や備品・備蓄品を購入に努めました。災害対策本部の立ち上げも想定した緊急時の避難訓練等につきましては、新型コロナ感染予防対策上の配慮から未実施となりました。

なお、南海トラフ等巨大地震の来襲に備え、同4年度から全事業所について、地震保険に加入致しました。

(3) 虐待防止の組織的仕組みの整備

プロジェクト会議では、「虐待防止の仕組み整備」班において、従前の取組を見直すとともに、令和2年に先行整備を致しました障がい者サポートセンター「しみず」の例を参考としつつ、「虐待防止委員会」の設置、指針の整備及び研修の実施担当者を定めることなどについて、同年9月30日に答申し、同5年1月31日開催の第1回「養介護事業所等虐待防止委員会」において答申事項を決定致しました。

(4) 良好な生活環境の整備

必要に応じて改修や整備を進めることはもとより、記念事業の一環として進めている生活環境改善の方針を継続致しました。

(5) 防犯体制の整備

これまで、順次進めてまいりました防犯カメラの整備について、同4年度に法人全事業所の入り口及び事業所内の共用スペースにカメラを設置しました。

3. 児童養護施設の家庭的養護機能の拡充

国の方針により、かねてから取り組みを進めている家庭的養護機能の拡充につきましては、地域小規模児童養護施設の整備として、令和4年9月から建設工事に着工、既設のフォスターホームを2階建てに改築し、2階にフォスターホームを移転、1階に法人3カ所目となる「リュックホーム」を新設して4月1日に開所しました。

工事期間中には、本体施設から移動予定の児童・保護者に理解を求めるとともに、児童らには建設現場を見学する機会を設け、移動後の生活についてイメージできるよう説明を重ね、新しい生活について前向きに受け止めることができるようになったものと考えております。

4. 「通所型サービスC」事業の開始

制度創設以来、実施を課題としておりました茨木市介護予防・日常生活支援総合事業「通所型サービスC」につきましては、同4年5月1日から西河原デイサービスセンターにおいて事業を開始致しました。

同事業では、「介護予防」を目的として、理学療法士又は作業療法士が機能訓練、管理栄養士が食生活のアドバイス、そして歯科衛生士が口腔衛生のアドバイスなどを行うもので、法人として初めての事業で、茨木市内では4カ所目となります。

法人内事業所から医療スタッフの協力を得る中で、リハビリ的事業としての「療法サービス」に、ご利用者から高い評価を頂き、また、東圏域の地域包括支援センターからも多くの紹介を頂くなど、常に、予約待ちの状態が続いておりますので、事業としては早々に、軌道に乗せることができたと考えております。

5. 人材確保に向けた取り組み

人材難が引き続き継続している中で、法人としては、各種就職フェアに参加するとともに、教育機関やハローワーク、人材紹介会社等へのアプローチ、ホームページ、紙媒体、口コミ等可能な限りの取り組みを進めるとともに、事業所説明会を8回（17名参加）、採用試験を14回（27名受験）実施し、採用内定者は全職種で17名となりました。

また、採用内定介護職員のうち、2名は外国籍（当初の元年度以来9名）で、さらに介護福祉士専門学校に通学予定の外国籍の方3名について専門学校と連携して通学をサポート（当初から通算7名）し、外国籍職員の採用についても徐々に拡大してまいりました。

加えて、人材育成事業として外部の方も対象として介護福祉士資格取得に向けて実施する「介護職員実務者研修」を4月2日から開催し4名が受講、「介護職員初任者研修」を9月3日から開催し、4名が受講、及び「訪問型サービスA従事者養成研

修」を9月29日及び2月18日に開催し、34名が参加しました。

また、令和4年2月から処遇職員に対して国による処遇改善措置が行われることに併せ、年度末期末勤勉手当の新設により、増額するとともに、措置の対象とならない職員にも一定の改善を行うことも含めて、法人独自の処遇改善を併せて行いました。

児童養護施設に勤務する職員に対しては、国の補助金を活用して年末に特別手当を支給し、加えて、一定の勤務時間以上勤務する全職員を対象に近時の物価高及びコロナ下での業務負担等を考慮して、食用米購入に金券を支給するとともに介護職員等を対象に同じく年末に特別手当を支給しました。

また、同5年4月1日から初任給調整手当を5～6,000円増額しました。

6. 障がい者サポートセンター「しみず」の事故と対応

「しみず」の事業は、令和元年度に外部専門家のご協力も得て総合的に見直しを行った処遇方針（新処遇方針）に基づいて令和2年度から本格的にスタートを切りました。コロナ禍で活動の制約を受けながらも、概ね新処遇方針に沿って、運営することができ、風評被害の影響も徐々に改善されつつあります。

一方、平成31年3月に発生したご利用者の死亡事故の加害容疑者である職員にかかる大阪地裁での裁判は、新型コロナウイルス感染拡大などに伴い期日が大幅に延長されておりましたが、令和4年3月16日に無罪判決が下り、検察が控訴を断念したことにより、判決が確定しました。

以後、法人と致しましては、事業所・職員の名誉回復及び職員の社会復帰に向けて本人とも懇談を重ね種々検討を加えてまいりましたが、職員の体調が優れず、療養期間が継続しております。

また、本件について同5年5月10日付で、ご遺族から損害賠償請求が提訴されました（別紙2）ので、対応について慎重に検討を加える必要があると考えております。

経営状況につきましては、令和元年度以降、事業所内で総合的に課題整理を行った上で、改善に向けて取り組みました結果、同3年度から、それまでの赤字経営から黒字に改善することができました。

7. 経営上課題のある事業所の運営見直し

法人が所管する各事業とも近年厳しい運営を強いられていますが、特に課題のある事業所について経営改善に向けて次のとおり取り組みました。

① 西河原デイサービスセンター

西河原デイサービス事業が令和2年度から、茨木市の建物を借り受け、法人主体のデイサービス事業を開始しております。

令和4年度においても、可能な限り「新型コロナ」によるご利用者減を少なくするよう努め、また、新規に通所サービスC事業を開始しましたが、引き続きご利用者の低減傾向に歯止めがかかったとは言えず、また、介護予防のご利用者が増大したことによる介護報酬単価の低下に伴い収益は前年度比約360万円の減となりました。

こういった状況を踏まえ、配置の見直し等により、人件費を削減したことで、経常増減差額は約 73 万円（前年度比較で約 55 万円の増）となっています。

新年度においても引き続き「西河原運営改善委員会」において協議を深め、改善に努めてまいります。

② 軽費老人ホーム 真華苑

公費等を財源として運営する軽費老人ホーム真華苑は、制度上安定経営が極めて困難な状況にあり、また、ご利用者の所得実態の関係もあって、必要な在宅サービスの利用を控えられる傾向にあります。

これに対応するため、職員配置上、一定の加配を行っておりますが、十分なものとは申せず、また、職員の負担も大きくなっています。

負担軽減には体制強化はもとより、「真華苑運営改善委員会」の令和 3 年 10 月の答申に基づいて、入所契約に際しては、ご希望者の身体状況および経済状況を精査の上、決定するとともに、関係機関との連携を強化することなどによって、財政健全化を推進してまいりましたが、答申に基づく新入所選考基準の運用に不慣れなため、上半期の入所率が前年度比で約 5 ポイント低下する結果となりました。

そこで、下半期は、関係機関・団体等への PR 棟を強化したこと等により、入居率を 100% 近くまで引き上げ、年度通算では約 1.6 ポイントの低下（入居率 96.0%）に止めております。

同 4 年 12 月に大阪府に対し、同府社会福祉協議会軽費分科会として、公定基準である事務費及び生活費の増額を申し入れましたが、物価高及び人件費の増大の実態に基づき、新年度に改めて強く申し入れを行う予定です。

また、年度末近くに至り、資金ショート懸念が生じたため、子どもの家から 1,200 万円の拠点区分間繰り入れを行いました。

③ 高齢者総合施設常清の里

常清の里の収支状況につきましては、平成 30 年度決算の当期活動増減差額約 1,130 万円の赤字となって以来、赤字体質が改善されないことを踏まえ、悪化した収支改善等を目的として、令和 2 年以降順次、業務改善を行いながら、「事業所運営改善委員会」において、協議を重ねました結果、令和 5 年 3 月 23 日付け答申により、次のとおり改善に取り組むことと致しました。

ここに至る背景として、事業所全体の経営・原価意識が希薄であることが大きいと考えられますので、職員の意識改革を含めて総合的に改善を進めます。

ア. 利用率及び収入の目標

特養は 95%、ショートステイ 75%、デイサービス 75%の利用率とし、コロナ禍前の収入水準に近づける。

イ. 経営の安定化に資する事業規模変更

- ・ コロナ禍で経験した利用控えや収入の変動などの影響を少なくし、安定した収入を得るために、現 20 床のショートステイ定員の内、10 床について入居用に転用することとし、令和 6 年度の変更に向け、市と協議を開始する。

- ・ 効率性を考えた事業統合（デイサービス）

事業内容によって発生する利用料額の差について、利用側の理解が得にくかったため大幅な赤字経営となっていた認知症対応型デイサービスを廃止して 1 事業化し、利用される側のメリットを拡大する。※令和 5 年 1 月 1 日に 1 事業化実施済。

ウ. 経費の節減

- ・ 介護保険制度に沿って、かつ、複合型施設でのメリットを活かせる人員配置を工夫し、また、利用率の変化が大きい在宅サービスについては事業所全体の兼務体制による効率化を図る。

※令和 4 年度には、デイサービス看護職員を特養からの応援体制及び特養とデイ介護職員を兼務体制とした。

※デイサービスの 1 事業化で人員配置の合理化を行った。

- ・ 経費執行の見直し

従前どおりとしている保守点検や自動車リース及び各種契約について費用対効果或いは原価意識を持ち、見直しを行う。

- ・ ICT 及び機械化導入による業務の効率化

導入に伴う配置人員の合理化、業務負担軽減の観点で取り組む。

以上の実施により 8 % の経費削減を行う。

エ. 職員のスキルアップ及びコンプライアンス意識の向上

- ・ ご利用者満足と利用率向上の両立を意識した介護及び接客力等のスキルアップを促進する。

オ. 令和 4 年度決算では、運営改善に着手したことなどにより、常清の里全体で前年度の赤字幅を半減させたとはいえ、相当額のコロナ関係補助金の交付を受けてなお、約 1,435 万円の赤字が見込まれる中、子どもの家から 2,000 万円の拠点区分間繰り入れを行い、辛うじて当期活動増減差額を黒字と致しました。

8. 法人の公益性・公共性の拡充

法改正により、「地域における公益的取組み」が社会福祉法人の責務として法制化されました。創設以来慶徳会は、社会福祉法人の使命として当然に果たすべきものとして公益的取組みに力を注ぎ、法改正を契機として改めてその意義について認識を深めつつ、取組みの推進に努め、令和 4 年度は、別紙（3）のとおり実施を致しました。

9. 業務の合理化及び経費の節減

常に的確な情報収集を行い、プロジェクト会議で検討を加えながら次の項目について業務の合理化及び経費の節減を進めるとともに、コロナ関係を初め、補助金等の交付対象となる事業や状況について、漏れなく把握し、給付申請を行うよう努めました。

（ア） 業務の合理化

大阪府の ICT 導入支援事業補助金を活用して、「ハンズフリー型インカム」を 2 事業所で導入しました。インカムを導入したことで連絡を取る必要がある複数の職員

に対して、一斉に発信ができるようになり、職員を探す手間が省け業務負担が軽減するとともに、介助中の応援要請を即時的に行うことで事故リスクの軽減にもつながりました。

(イ) 法人電子情報システム改善の推進

令和4年度に「法人電子情報システム」の全体見直しを行い、法人情報システムサーバー現行7台を1台に削減し、これにより、約750万円の経費を削減致しました。

(ウ) 一般の経費節減

スケールメリットを活用した発注、割安商品の情報把握、節減効果のある機器の活用・切替及び節電並びに防寒・防暑対策等の工夫に努めました。

- ・ 世界的なエネルギー高騰などを踏まえ、令和4年12月から新電力（日本テクノ）に切り替えましたが、電力の市場価格が非常に流動的ですので、常時、動向を注視し、適宜、関電固定価格への切り替えも検討することと致しました。
- ・ 電気・ガス料金は、前年から大幅に増加していますので、法人の省エネ方針を徹底致しました。
- ・ 業者選定サイクル等を見直し、物価の変動に適切に対応致しました。
- ・ 情報担当による購入・入れ替え等により、引き続きパソコン経費の節減に努め、約130万円の節減となりました。

(エ) 補助金等の申請

行政関係を初め、補助金交付対象となる事業等の情報について、的確迅速な把握と適時的な申請に努めました結果、令和4年度中に交付を受ける補助金等の額は、法人全体で約6,097万円（うち施設整備関係補助金は、1,388万円）となりました。

10. 「旧セントラル厨房」の転用

見付山高齢者複合施設に設置致しました「セントラル厨房」につきましては、設置当時見付山地区等事業所が提供する食事の調理業務委託業者が撤退したことに伴いまして、その活用方法について検討を重ねましたが、厨房で調理した食材を各事業所に移送する手段を初め、課題が多く、また、同厨房を利用せずに食事を提供する現在の調理方法が定着していることもあり、この際、手狭なため業務に支障を来している相談室等に転用することが適切と判断致しました。

なお、厨房用機器等のうち、15種につきましては、法人内5事業所で活用致しております。

11. マンション（「ローズハイツ茨木」）経営の見直し

令和4年度の入居は、平均で60.9室（88.3%）と、遞減傾向（前年度63.6室・92.2%）にありますので、管理委託業者とも協議をした結果、現代のニーズに見合った居住環境にリノベーションすることによって、入居率増加を促進するとともに、家賃を引き上げることにより、経営改善が見込まれると判断致しました。

新年度から年次計画で、空室を順次整備することにより運営改善を進めます。

12. 決算の状況

法人全体の収益（収入）は、コロナのクラスター感染等により、通所事業所を初め、殆どの事業所において、ご利用者が減となり、また、前年度のような大口寄付（約2,222万円）も見られない中で、収益拡大に向けての努力、措置費の改定、コロナ関係補助金の活用等によりまして、法人全体のサービス活動収益は、前年度比約3,972万円・2.0%増の約20億1,873万円となり、初の20億円越えとなりました。

収益増の主な事業は、子どもの家が約2,363万円・7.7%、光華苑が約1,481万円・12.3%、小規模多機能センター3事業所計で約2,052万円・9.2%等となっております。

一方、経費の点では、収益増の殆どを人件費増（前年度比2.9%増）で占めるという課題もあります。

それらの結果、経常収支増減差額は、法人全体で、同約1,502万円・19.7%増の約9,117万円となりましたが、コロナ関係補助金を除きますと、同差額は約4,409万円となり、前年度比約▲3,206万円となります。

以上のことから、なお経営状況は厳しいので、ご利用者の拡大、業務や経費また利用料金等の見直しを行うなど、それぞれの事業所における課題の改善・解決に向けて、一層気を引き締めて取り組む必要があります。

また、このたび子どもの家から拠点区分間繰り入れを受けた、常清の里、真華苑及び春菊苑につきましては、改めて経営管理に力を傾注しなければなりません。